

地域包括支援センターの「保健師に準ずる者」の資格要件について

地域包括支援センターには「包括的支援事業を適切に実施するため、原則として①保健師、②社会福祉士、③主任介護支援専門員を置くこととする（施行規則第140条の66第1号イ）」と定められている。しかしながら、三職種の確保が困難である等の事情がある場合には、これらに準ずる者として、それぞれ要件が定められている。その中で「保健師に準ずる者」の要件が、平成30年の介護保険制度改正により以下のとおり変更された。

<保健師に準ずる者の要件の変更>

改正前（旧）	改正後（新）
保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。	保健師に準ずる者として、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師。なお、 <u>平成31年度より、上記に加え、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有するものとする。</u>

* 「経験のある」とは、「地域ケア、地域保健等の経験の趣旨であり、病棟経験や急性期医療の経験の趣旨ではない」とされている（3地域包括支援センターに関するQ&A3-1 厚生労働省ホームページ参照）。

また「地域ケア・地域保健の経験」とは、地域で暮らす住民の生活習慣における課題を把握し、健康維持・増進につなげる経験があること、少なくとも通所介護等の在宅サービスに看護師として従事していることや訪問看護などの経験を積んでいることが必要である。よって、地域包括支援センター等の経験や介護支援専門員等として地域ケアの経験を有する看護師であれば「経験のある看護師」とみなすことができる。

* 国では、本要件の具体的な取扱いについては、各市町村の「地域包括支援センター運営協議会」で協議することとされているため、鶴岡市では下記のとおり取扱いたい。

<鶴岡市の考え方>（案）

- ①公衆衛生業務とは、地域ケア（在宅ケア）、地域保健（健康づくり、介護予防）等にかかわる業務とする。
- ②地域ケアに関する業務として、訪問看護や通所介護等である場合、できるだけ、健康づくりや介護予防（出前講座での指導等）の経験がある看護師が望ましい。